

直監告示第15号

令和5年11月13日付 直監告示第11号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年12月1日

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

産業建設部 商工観光課 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	監査委員意見	講じた措置	完了(予定)時期
文書事務について	1. 公用車による旅行命令書やその他の文書で、文書番号が付されていない文書が多数見受けられた。	直方市文書規程第8条に「文書には、課又は係ごとに次の各号により、文書管理システムを用いて文書記号及び文書番号を付さなければならない。ただし、通知書、案内書その他これらに類する文書のうち軽易なもの及び申請書、届出書その他これらに類するものであって1件ごとの收受登録になじまないものについては、この限りでない。」とある。文書管理事務マニュアルにも文書番号は「必須」とされている。特に、旅行命令書、回答が必要な依頼文書及び会議の出欠状況に関する文書などは「軽易なもの」には該当しないため、文書番号を付す必要がある。今後、規定に沿った事務処理をされたい。	公用車による旅行命令書をはじめ他の文書についても原則文書番号を採番することを徹底することとした。例外的に文書番号を省略することが認められる場合については起案の前にはあらかじめ文書の目的・内容を課または係内で省略するかどうかを判断した上で事務処理を行うこととした。	すでに運用を見直し済み
	2. 依頼や照会などに関する文書において、回答時に起案しているものが多数見受けられた。	直方市文書規程第10条に「各課の文書取扱担当者は、配布を受けた文書を次の各号により速やかに処理を行わなければならない。」とあり、文書管理事務マニュアルに「即日又は2、3日以内に回答できるような軽易な照会については、收受登録を省略して回答の起案登録の際の添付文書として登録することができる。」とあるため、回答に日数がかかる文書については、速やかに收受の事務処理を行う必要がある。また、文書管理事務マニュアルで、一往復の文書など対となる文書がある場合は関連文書の登録が必須とされているため、関連文書の登録も行い、規定に沿った事務処理をされたい。(直商第72号ほか)	依頼や照会などに関する文書は、原則收受した際に收受に関する事務処理を行うことを徹底する。また関連文書の登録についても徹底し、文書規程に沿った事務処理を行うようあらためて課員に対して周知を行った。	すでに運用を見直し済み

契約事務について	<p>1. 直方市中心市街地エリアマネジメント業務委託について随意契約を行っているが、随意契約理由書・契約締結伺と見積提出依頼書の根拠法令が異なっている。</p>	<p>随意契約に関する事務については、直方市契約規則第 17 条により、原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要である。本委託は一者特命随契で契約を締結されているが、記載された地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」、同項第 5 号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」である。一者特命随契を行う場合は、根拠法令とその内容を確認され、規定に基づいた適正な事務処理をされたい。また、適切な積算に基づき、契約金額の妥当性についても十分検討されたい。(直商第 129 号)</p>	<p>契約に関する事務全般において、根拠法令とその内容を確認し、規定に基づいた適正な事務処理を行えるよう、課内職員向けに契約事務の基礎を学ぶ勉強会を実施することとした。</p> <p>一者特命随契を行う場合の根拠法令とその内容を確認するとともに、金額の妥当性についても十分検討のうえ実施するよう課員に対して周知を行った。</p>	<p>令和 5 年度中</p> <p>すでに運用を見直し済み</p>
	<p>2. 警備委託業務や消防設備保守点検業務について、それぞれ一者特命随契を行っているが、随意契約する理由が根拠法令と一致していない。随意契約する理由には、「施設の構造・設備においても熟知しており有利である」「受託できる業者が他にいない」と記入し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」や同項第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」を根拠法令としていた。</p>	<p>左記第 5 号は、天災地変その他非常緊急の場合等、同第 6 号は、打ち切った工事の再起工のとき、関連工事等を履行させるとき及び契約時期を失するとき等に該当する。警備委託業務を長期継続契約ではなく、理由があって単年度で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約を行う場合でも、直方市契約規則第 18 条による限度額の範囲内であれば、見積合わせをすべきと考える。</p> <p>また消防設備保守点検業務についても市内の登録事業者は 1 者ではないため見積合わせが必要となる。随意契約は原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要であることを踏まえ、今後、同様の契約事務についても適正な事務処理をされたい。(直商第 27、28 号ほか)</p>	<p>随意契約を行う場合の根拠法令とその内容が一致しているか確認し、随意契約は原則として 2 名以上の者から見積書の徴取が必要であることを踏まえ、規定に基づいた適正な事務処理を行うよう課員に対して周知を行った。</p>	<p>すでに運用を見直し済み</p>
	<p>3. 土地賃貸借契約書(直方市上頓野 126 番地 2,052 m<sup>2</sup>他 以下 9 件の契約書)において、いずれも契約金額が 1 万円以上の契約であるが、収入印紙が添付されていない。</p>	<p>契約締結の際は、印紙税法に基づきそれぞれの契約金額に応じた収入印紙を添付し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>印紙税法に基づき 1 万円以上の契約については収入印紙を添付するよう職員へ指導した。</p>	<p>すでに運用を見直し済み</p>